

## 児童へのサービスを中心とした「障害者自立支援法」「児童福祉法」の改定から

～「児童発達支援センター」「放課後等デイサービス」に期待されること～

秋桜のつばみの開花が待ち遠しい 10 月 18 日に第 172 回障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回のテーマは『児童へのサービスを中心とした「障害者自立支援法」「児童福祉法」の改定から～「児童発達支援センター」「放課後等デイサービス」に期待されること～』。平成 22 年 8 月に「子どもプランでの障害児」以来、久しぶりに児童を対象としたテーマになりました。

最初に、北九州市立総合療育センター地域支援室室長 横田信也さんから『児童福祉法の改正～児童発達支援に期待されること～』と題して、今年度 4 月に児童福祉法の大規模な見直しで、障害児に関する制度が改正され、障害児支援が強化される中、制度の概要や基本的な視点、新しいサービスのあり方等を詳細に説明して頂きました。その中で、身近な地域で障害のある子どもたちが支援を受けられるようにしていくための取り組みとして「児童発達支援センター」は通園事業と合わせて専門支援と相談支援事業をすることが必須になること。「児童発達支援事業」は通園事業のみとなることの違いをわかりやすくお話し頂きました。特に障害児相談支援事業に関しては個別給付となるため、数をこなしていかななくては運営面で厳しくなるものの、本来は“腰をすえた支援”が必要であり、障害児にも「基幹相談支援センター」のような機能が必要との説明がありました。

次に、障がい者支援サービスいろは 管理者 村田一光さんからは現在の事業所の活動状況の紹介とともに、今後期待されることについてお話し頂きました。「いろは」は発達障害を対象にと明確に打ち出して取り組みを進めていて、今後は、各事業所が“特性”を出して取り組んでいながら、利用者がサービス等を受けたい時に、適切な支援に結びつけていけるように“事業所情報を事業所間で共有していけるシステム”や“適切な支援には適切な評価が受けられるようなシステム”が必要ではないかとのお話しでした。

続いて、桜が丘クリニック 放課後等デイサービス さくらんぼくらぶ 管理者 半田みどりさんからお話し頂きました。現在、重症心身障害のある子どもたちを中心にサービス提供を行っており、医療面の配慮も含めて一人ひとりに適切な支援はもとより、地域との交流、保護者・家族のレスパイトや就労支援に重点を置いて取り組んでいるとのことでした。今後は「市主催の職員向け専門研修の実施」「通学バスの利用検討」「学校を含めた施設間交流の機会の確保」が必要との提言を頂きました。そして、地域に適切に支援してくれるサービス提供事業所が増えることで、障害のある人やその家族は安心して地域の中で暮らしていけるようになると思っているとのことでした。

最後は、北九州市立小倉北特別支援学校 P T A 会長 平野千絵子さんから保護者の立場からお話を頂きました。以前は、事業所が少ないことや利用日数制限の問題等で利用が難しい現状もありましたが、徐々にサービスの充実が図られていると感じていて、今後もサービスを利用することで“親離れ子離れのきっかけになること”や“本人たちの生活の幅が広がること”もあり、サービスの充実を期待していきたいとのことでした。ただし、教育と福祉の横断的な取り組みの先行きや、サービスの対象者が広がることで障害の重い子どもたちが利用できなくなること等の懸念材料もあるとのことでした。

全体を通して『財政、地域、障害特性と受容』という言葉が繰り返し出てきました。これらは今後の北九州市障害者自立支援協議会の課題に繋がる“キーワード”ではないでしょうか。そして“必要な事業には経費をつけて欲しい”“地域の方に地域に住む障害児のことを知ってもらいたい”“地域に事業所が欲しい”“障害を受容して頂き、早期療育につなげたい”との声を施策にどう反映して頂くかが重要であると思いました。

本日の参加者は 53 名。内 10 名の新規の方にご参加頂きました。ありがとうございました。

北九州市市内には放課後等デイサービス事業所が 11 箇所。児童発達支援事業所が 17 箇所あるんだけど、地域によってたくさんあるところと、ないところがあって、困っている人がいるって話を聞いたことがあるよ。



※こちらの議事録は北九州市障害者自立支援協議会のホームページでもご覧いただけます。  
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>